

# 衆議院経済産業委員会

## 質問報告書「不当廉売に関する措置について」

平成21年4月24日（金曜日）午前9時開議

○東委員長 これより参考人に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。清水清一郎君。

○清水（清）委員 自由民主党の清水清一郎と申します。

本日は、大変お忙しい中、貴重な御意見をお聞かせいただきまして、まことにありがとうございます。

時間の関係で早速始めさせていただきますけれども、私ども、既に御意見を開陳されたものに沿ったものが多いのでございます。つまり、重なっている部分が多いものでございますから、お答えの方もぜひ簡潔に、そして長くとも一分以内をお願いをさせていただきたいと思えます。そしてまた、時間の関係上、全般的にお伺いすることはできません。少し小さなところ、細かいところ、そしてまた素人の思い入れのところもでございますので、それはお許しをいただきたい、こう思っております。

独禁法につきましては、沿革として、高いものを不当に買わされるといふ庶民の被害、そしてまた暴利をむさぼる悪徳商人に対する取り締まりというようなところから始まっておられる、つまりカルテルとかトラストとか談合とかということになりますけれども。最近、優越的な地位を利用して不当に安く品物を納入させる、あるいは不当に安く労働力を提供させる、あるいはそのことによって競争相手を疲弊させることを目的にそれを行うというようなことが多くなってきたように思っております。

この分野について今回の改正も沿っているのではないかと思っております。でございますが、これらの問題の中ですばや問題とすべきものは、弱者が得べかりし利益の損失をさせられる、あるいは搾取をさせられるということがあるのではないかと思っております。

今、最大多数の最大幸福というようなことを考えますと、世の中に百の利益があるとして、その五十を削除してしまう。そのうちの四十を大規模店舗あるいは流通業者が得て、そしてあとの五を、あるいは十を小規模の店舗、その他を代表とする参加者の利益とする。五十については実は消費者の利益があるわけでございますけれども、これは余りカウントされません。

社会全体としての利益を百から五十にしてしまう、しかし、これは是であるという考え方がありわけでありませぬ、消費者の利益が実現されるからということになるわけでございますけれども。

こういう商業形態が是とされる、安売り、あるいは物が安く買える、こういったことが善であるのだ、そういう考え方につきまして、本当に率直な、簡単な御意見で結構なでございますが、北原参考人から簡単にお問い合わせを申し上げます。

つまりは、利益を社会全体で享受すれば百あるかもしれない、それを五十にしてでも安く消費者に提供する、そのことによっていろいろな弊害が出る可能性があるけれども、それは是とするんだという考え方についてどうお考えになるか、お伺いしたいと思えます。

○北原参考人 私どもは、消費者に安く物が渡ることは結構なことであるというふうに基本的に思っております。ただ、私どもの業界の場合には、多少そこに、価格のほかに、アフターであるとかいろいろなものに乗ってくる要素がありますので、その範囲は御理解をいただきたいなというふうに思えます。

基本的には、量販店、量売るところの価格と地域店の仕入れ価格が極端に違うということが、市場では、一生懸命やればやるほど、地域店というのは詐欺師みたいに思われるんですね。なぜ量販で五万で買えるのに地域店は七万で売るので、八万で売るので、こういう全く信用すらなくすような状況になっている。

私どもは、どこまでも格差を縮めていただきたい。それによって消費者に物が安く行くことはいささかも問題がないと思っておりますので、競争ができない価格で、地域店が残ろうとしてもできない、これは大きな問題だろうという、不当差別対価に対しての提言をしているところでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○清水（清）委員 ありがとうございます。

現在の独占行政につきまして、小規模事業者の方々の、近代の社会の変化に伴う状況、無力感といえますか、あるいは不平等、不公正感、先ほどお話があった、不満を

抱いているというようなことがあるのかなと私も思っております。酒小売あるいはたばこ、家電小売、ガソリンスタンド、このような方々の心の中はまさにそのような状況なのではなからうかと思っております。

私自身は、社会のフェアネスの実現、公正さを確保するためにも改革あるべし、こう思っておるわけでございますけれども、何が不当なのかということにつきまして、わかりやすいガイドラインが必要であるということのお話をお伺いしました。現在、ガイドラインもあるわけではございますけれども、しかし、それが信頼されているかどうか、ちょっと私も心配になってまいりました。

ガイドラインのあり方について、齋藤参考人と北原参考人に大体一分以内でぜひお願いしたいと思います。

○齋藤参考人 齋藤でございます。

ガイドラインは、末端までいろいろありますけれども、現場の者に理解できる形でできるだけ提示していただきたい、こう思います。これは、一般的にも皆そうです。

産業構造が変わる過程でどうかというようなプロセスもあるかと思えます。これは、産業政策の方で手当てしていただくとして、やはり国民の生活、消費者の視点で見るときにどうかということに最後はなると思えます。

そのときに、日本の国内だけで事が完結するかというと、海外からもたくさん入ってくるわけがあります。特に工業製品については関税率がほとんどゼロになっておりますので、そのあたりをどうするかという広い視点が必要かと思っております。

○北原参考人 私どもは、先ほど申し上げましたように、ガイドラインは、家電業界向けのガイドラインをつくっていただいたというのが十八年でございますので、これに内容的には満足しているものの、ただ、運用の点で一つ御理解をいただきたい、こつこつとあります。

○清水(清)委員 ありがとうございます。

資料によりますと、不当販売に関する措置の件数、平成十六年から平成二十一年四月の二十二日まで、実は、警告が十九件、排除措置命令が三件、注意についてはたくさんあるということでございますが、二十年度だけで二千六百五十五件。

そして、先ほどお話がありましたように、注意については、注意をしましたという答えが文書で来る。そして、それは電話で、あるいは口頭で注意をしましたというようなことになってくるわけでございますけれども、私どもは、どうも不足、あるいは件数も少ないのではないかというぐあいに感じるところでございます。

そして、申告が少ないのか、あるいは公正取引委員会の扱いが少ないのかについて、公正取引委員会の職員の定数の問題もあろうかと思えます。この定数が十分なのかどうかということにつきまして、簡単にでございますけれども、北原参考人をお願いしたいと思えます。

○北原参考人 人数の問題はちょっと私どもにはよくわかりませんが、二十年度は二十万件の申告をいたしております。その結論は、まだ不当差別対価は一件も出ておりません。

ということとは、それだけ調査が難しいということもあると思えますので、私が先ほど申し上げたように、立入調査をやらない限り、表面的な価格だけの聞き取りでは真実はつかめないだろうということとで、公取さんの奮起をお願いしたいところでございます。

○清水（清）委員 ありがとうございます。

排除命令がなされても、その後、実は得べかりし利益、または既に喪失された財産の回復のために民事上の損害賠償に踏み込む例が少ないと聞いております。これは、つまりその時点で勝負がついてしまっていて、疲弊してしまっているために、改めて費用を負担して損害賠償を図る余力がなくなってしまうというようなこともあるんじゃないかと思うところがございます。

この損害賠償につきまして、審判の行われた時点で早期に、課徴金その他から事前に被害者の損害賠償に充てるという方策を考えることにつきましてはいかがでございます

ましようか、村上参考人をお願いしたいと思います。

もう一回言いましようか、ちょっと素人的なことで急に言った提案でございますので。

審判が出た段階で、それから先に、損害賠償に踏み込むかどうかの問題があるということですね。その時点で実際にはもう余力を失ってしまっている被害者の方々が多いということになるかと思うのですが、それから先に踏み込むに当たりまして、審判の出た時点で実は課徴金を財源として事前に手当てをするという方向を取り入れたらどうかということにつきまして、御意見をいただきたいと思えます。

○村上参考人 損害賠償請求をそういう不当廉売等に対してどの程度活用できるのかという質問だと受けとめまして、お答えさせていただきます。

基本的に、損害賠償請求する場合には、まず、違反事実があるかないかというものの立証をしなければなりません。公正取引委員会が、例えば排除措置命令でも、もしくは、恐らく警告にしても、一定の処理をとった場合には、やはりその行為は違反であるという強い推定が働きます。したがって、その違反行為に基づいて得べかりし利益というか損害が発生した場合にはそれを裁判所に対して請求ができる、そういう関係になります。

それで、今の質問は、それ以前にも実効的な措置がとれるか、そういう質問だと思いますが、そうすると、今度は、裁判所に取り消し訴訟を持っていく形になります。持っていく被害者の小売店が、違反があった、例えば独占禁止法に違反する不当廉売があったということを経済裁判所に向かって立証しなければなりません。

今までも、そういう訴訟、不当廉売に限らず、独占禁止法違反で損害賠償請求がなされた事件は何件もございます。ただ、原告側が勝つ確率はそれほど高くはないというのが実態です。

それはなぜかという点、公正取引委員会が事件調査をして、立入検査して証拠を集めて、違反があるとして命令が出ている場合には、裁判所も認めますし、またその証拠を取り寄せて立証することもできますが、小売店が裁判所に行きまして、本当に大

規模小売店が幾らで購入しているか、原価、コストを割っているか、そこを立証して、独占禁止法違反であるという立証がかなり困難であるので、実際の実務としてはそこが難しくなっているかというふうに考えております。大体そういう感じの関係になるうかと思えます。

○清水（清）委員 ありがとうございます。

公正取引委員会で審判が出た後であれば多少はというところでございますし、うけれども、なかなか手続的に難しいということだと思います。

実は、ほかに聞きたいことがあったんですが、一つ割愛をさせていただきます。

最後に、ちょっと時間的にかなりになると思いますが、一番最後の問題だけ先に聞かせていただきたいと思います。

被害を受けた方々が申告するかどうかについて、相手方との取引関係が非常に親密であったり深いということがあって、あるいはその後、不利益な取り扱いを受ける可能性も否定できないというようなことから、泣き寝入りということも往々にしてあるうかと思えます。また、手続が通常の小売店の方々にとっては非常に煩雑であるというようなことも隘路になっているのかなと思うところがあるわけでございます。

そこで、素人の提案ではございますが、具体的にこういう提案があった場合にどうお考えになるかというところでございます。

実際の事例に際して、事態の調査、被害の実情、あるいは書類の作成等を代行するNPOのような組織、実は私ども、数年あるいは十年ぐらい前に、オランダに、小売業者あるいは小規模の仕事をされている方が廃業されるときに、その廃業の手続、清算からすべて、法律的なものについても代行する組織があるというので、調べに行きました。現実にごさいまして、当時、ユーロに統一するという状況の前の年でございますから、各EUの国々が、商業的な条件を全部統一するというところで、そういうものをなくすというところで動いておったというところでございます。

私どもが調べたところによると、彼らは、実際にそういう仕事をして事業者の個人

的負担をほとんど、債務もゼロにするような形で処理をされておりますけれども、しかし、収入は、報酬は国からの小切手だけでございました。彼らははっきり、公務員ではないんですよ、清水さん、こうおっしゃったんですが、何かおかしなところもございました。そしてまた、ドイツにはもっと手厚い措置をする組織がありますよ、こうおっしゃっておりました。

現在も、実は名前を変えてNPOとして、企業の経営者のOBだとか弁護士さん、税理士さん、会計士さん、そういった方々を中心としたメンバーがあらわれて、実際に同じような仕事をされているようでございます。

そういった例もありますので、日本におきましては、公正取引委員会のこの問題につきまして、今私が申し上げましたように、実態を調べるところから書類を作成して提出するまでを代行するというようなNPOの組織を推進することができたらどうか。そしてまた、その費用は、課徴金を今よりもすべて倍に上げて、その収入からこれを支払うというような組織を考えていくとしたら、皆様方お一人お一人、どんな評価をされるか、あるいは評価までいかないかもしれないかもしれませんが、お考えを持たれるか、お一人一分以内でお願いをしたいと思います。

○村上参考人 手短に答えます。

その方策で具体的な案となるのは、むしろ事業者団体、例えば小売の組合とかそういうものに対して、差しどめの請求訴訟を認める形になるかと思えます。それから、そのときには、先ほど弁護士連合会の代表の人からもありましたように、文書提出命令で証拠を集める機能を強くしなければ実際には働きません。

それから、費用の点は、むしろ直接そういう団体に対して補助金を払うという方が妥当な施策になるうかと思えます。

以上でございます。

○出井参考人 清水委員から、非常に貴重な御提言をいただいたと思えます。

実は、私ども日本弁護士連合会も、消費者の問題それから中小企業の問題は、社会

のセーフティネットという観点から非常に重視しておりまして、消費者につきましても、今般の消費者庁関係の措置である程度前進すると思えます。もう一つは、やはり中小企業であると思えます。

中小企業につきましては、法テラスのような、そういうものができないかというところで、これから弁護士会でも検討する予定でございます。その中で、今御提言のありましたような、NPO法人がいろいろな手続を代行する。この手続というものも、裁判もあるでしょうし、公正取引委員会への申告もあるでしょうし、あるいは裁判外紛争解決、ADRもあるかと思えます。

ということで、御提言いただいたものは非常に魅力のある案だと思っておりますので、私どもも可能な範囲でそこは検討をしてみたいと思えます。

ありがとうございます。

○齋藤参考人 私の今思いついたポイントは、流通段階がいろいろございます。そこでトータルした利益がだれに還元されるべきかとかいうような観点で検討されることになると思えます。ケースがたくさんあると思えますが、いろいろな業界によって当事者が変わってくる、被害の額もどう認定していいかわからないというような業界もあるうかと思えます。

そうすると、広くは民事訴訟手続の中でどういふふうに位置づけるんだということを考えてこの問題を検討していかないと、大きな漏れ、それから矛盾が出てくるようになると思えます。

○北原参考人 基本的には、NPO法人等があれば、私は賛成でございます。

ただ、今のところ、私どもの申告は、事務局が代行したり、その手伝いをしているところが各県ごとにありますので、そういう組織があればできれば活用をしていきたいというふうに思っております。

それから、委員長、先ほどのことで一つだけ訂正をさせていただきます。私、二十万件と言いましたが、二万件の誤りでございます。資料の数字が正しゅうございますので、

訂正をさせていただきます。

○清水（清）委員 ありがとうございます。

村上参考人それから出井参考人に今回の焦点であります審判制度のあり方について本当はお伺いするつもりでございましたが、時間がなくなってしまうので、後の方に譲ります。

本当にきょうはありがとうございました。